

予備審査制について

蔵関第 251 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 蔵関第 652 号
平成 12 年 8 月 10 日
改正 財関第 265 号
平成 13 年 3 月 31 日
改正 財関第 346 号
平成 15 年 3 月 31 日
改正 財関第 120 号
平成 16 年 2 月 10 日
改正 財関第 1413 号
平成 20 年 12 月 2 日
改正 財関第 901 号
平成 23 年 8 月 10 日
改正 財関第 570 号
平成 29 年 4 月 24 日
改正 財関第 278 号
令和 8 年 3 月 10 日

予備審査制（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の 2 又は法第 70 条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによらねたい。

記

1 対象貨物

全ての輸入貨物とする。

2 予備申告

(1) 提出書類

予備申告は、次に掲げる書類を下記(2)又は(3)に定める通関部門に提出することにより行うものとする。

ただし、法第 70 条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項の

うち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記4の輸入申告の時までに提出し又は記載することとして差し支えない。

イ 適宜の箇所に予備申告である旨の記号（例えば、「予」）を朱書きした予備申告書（輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）又は輸入（引取）申告書（関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「基本通達」という。）67-3-2の(2)に規定する申告書をいう。以下同じ。）若しくは輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）（税関様式C第5050号）をもってこれにあてる。）

なお、申告年月日欄及び入港年月日欄には原則としてその予定日を記入するものとする。

ロ 基本通達7-5及び67-3-4に規定する書類

(2) 提出官署

予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。

ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の他の官署に予備申告書を提出することが適当と税関長が認めた場合には、当該他の官署に提出することができる。

なお、当該他の官署に提出することとした場合には、速やかに本省に報告するものとする。

(3) 予備申告の特例

法第67条の19の規定の適用を受けて行われる輸入申告に係る予備申告については、当該輸入申告を行おうとする官署に対して行うものとする。

(4) 提出時期

輸入申告予定日における外国為替相場が公示された日又は貨物の船荷証券（航空貨物にあつてはAir Waybill）が発行された日のいずれか遅い日

3 予備申告の事務処理要領

(1) 予備申告書の受理

受理担当職員は、予備申告書を受理したときは、予備申告書に朱書きされた記号（例えば、「予」）の横余白に受理印を押なつする。

なお、予備申告書の必要事項に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者又は通関業者（以下「輸入者等」という。）に通知し、所要の訂正等を行わせたいうで受理するものとする。

(2) 予備審査

予備申告書を受理した場合には、審査担当職員は、当該予備申告書について、申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までに、「輸入通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第247号）の記第1のⅢ-1-(1)（引取りに関する事項の審査）及び(2)（納税に関する事項の審査）に規定する審査を終了させておくことを原則とする。

なお、後記4の輸入申告における申告年月日、外国為替相場、数量等が予備申

告書の記載事項と異なることとなる場合又は添付書類の不備が発見された場合には、輸入申告の時までに当該記載事項等の訂正等を行わせることとして差し支えない。

(3) 税関検査

予備申告された貨物に対する税関検査の要否（検査扱い及び検査省略扱い）の通知に当たっては、貨物の種類等を勘案し検査の要否を事前に通知しても差し支えないと認められる場合には、原則として申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までのできる限り早い時期に、検査指定票（税関様式C第5270号）により輸入者等に行うものとするが、検査要否の事前通知を行った後であっても、必要があると認められる場合には、事前通知の内容を変更することができるものとする。なお、予備申告された貨物に対する税関検査は、貨物搬入後速やかに実施するものとするが、他法令手続が終了する前に、税関検査を実施することに危険が伴うと認められる貨物については、当該他法令手続が終了するまで税関検査を保留して差し支えない。

(4) 予備申告の取下げ

後記5の蔵置場所が変更された場合の取扱いを除き、予備申告の取下げの申し出がなされた場合には、受理印を抹消のうえ、予備申告書及び添付書類を輸入者等に返却するものとし、併せて輸入者等から取下げの事情を聴取するものとする。

4 輸入申告

(1) 輸入申告への切替え

予備申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができることとなった時期以後に、予備申告書を提出した官署の通関部門に申し出ることによりその意思表示を行い、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に申出を受けた職員が受理印を押なつすることにより、当該予備申告書を輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書（以下、単に「輸入申告書」という。）として取り扱うものとする。

なお、前記2(1)ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることの確認を行った後、当該予備申告書を輸入申告書として取り扱うものとする。

(2) 輸入申告書の処理

上記(1)により予備申告から輸入申告に切り替わったときは、受付管理事務を担当する者は、書類審査又は検査が終了していることを確認した後、輸入申告書を収納課（収納課が設置されていない官署にあっては収納担当部門。以下同じ。）に回付するものとする（書類審査又は検査が終了していないものについては、所要の書類審査又は検査を行った後に当該輸入申告書を収納課に回付するものとする。）。

5 蔵置場所が変更された場合の取扱い

予備申告に係る貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなった場合には、当該予備申告書の提出はなかったものとし、受理印を抹消のうえ当該予備申告書及び添付書類は輸入者等に返却するものとし、併せて輸入者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。

ただし、同一税関内における申告官署の変更の場合で輸入者等の希望があるときには、当該予備申告書の審査担当職員は、当該予備申告書に所要の訂正をさせた後、当該予備申告書及び添付書類を密封の上、申告をした者を介して申告官署に回付させる。

6 利用の制限

- (1) 税関長は、通関業者による予備審査制の利用において、内容に誤りがある予備申告が継続して行われていることを確認した場合又は故意に行われたと認めた場合、その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合は、本省と協議を行い、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用を認めない旨の通知書」（別紙様式1）を送付することにより、その旨を通知する。

なお、税関長は、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとした理由が解消し、適正に予備申告を行えることを確認した場合には、本省と協議を行い、当該通関業者に対して予備審査制の利用の再開を認めるものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用の再開を認める旨の通知書」（別紙様式2）を送付することにより、その旨を通知する。

- (2) 法第79条の2に規定する認定通関業者については、上記(1)による予備審査制の利用制限を行わないものとする。

7 輸入許可前引取り承認申請に係る貨物等の取扱い

輸入許可前引取り承認申請に係る貨物、蔵入承認申請に係る貨物、移入承認申請に係る貨物及び総保入承認申請に係る貨物の予備申告の取扱いについては、前記1から6までに規定する取扱いに準じて処理するものとする。